

答申第 737 号

令和元年 11 月 13 日

神奈川県公安委員会
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 16 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 11）（諮問第 795 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、平成 28 年 7 月 26 日付け電話通信紙及び派遣捜査員名簿を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 9 月 20 日付けで、実施機関に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成 28 年 9 月 29 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定により、本件請求に対する諾否の決定を延長する決定を行い、さらに同年 11 月 16 日付けで、同条第 5 項の規定により、本件請求に対する諾否の決定を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成 29 年 9 月 19 日付けで、平成 28 年 7 月 26 日付け電話通信紙（以下「甲文書」という。）及び派遣捜査員名簿（以下「乙文書」といい、甲文書及び乙文書を「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 甲文書に記載された警察電話の内線番号（以下「本件警電番号」という。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に、特定事件の捜査本部設置に伴う捜査員の招集（以下「本件招集」という。）に係る招集所属、人員及び車両台数に関する情報（以下「本件招集内訳情報」という。）については、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第 6 号を理由に非公開とした。

イ 乙文書に記載された派遣捜査員（以下「本件派遣捜査員」という。）に関する情報（以下「本件派遣捜査員情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとして条例第 5 条第 1 号本文を理由に、また、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同

条第 6 号を理由に非公開とした。

ウ 乙文書に記載された派遣車両に関する情報(以下「本件派遣車両情報」という。)については、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして条例第 5 条第 6 号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成 29 年 10 月 17 日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第 20 条第 3 項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

警察官が職務遂行のために与えられた電話番号は、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。氏名が非公開であれば、その余の情報につき条例第 6 条各項の規定により部分公開すべきである。

住所が公務員住宅等であれば、その住所及び電話番号は公表情報として条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当する。私邸の住所や自宅電話番号等を非公開とした上で、条例第 6 条各項の規定により部分開示すべきである。

番号、所属、係及び階級は、特定事件の性質からしても、最大限の公開をすべきである。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、本件警電番号は、条例第 5 条第 4 号柱書には該当しない。

(3) 条例第 5 条第 6 号該当性について

ア 本件招集内訳情報

本件招集内訳情報であることを以って直ちに特定事件の犯罪の捜査、

公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

捜査の重点がどこにあるかにかかわらず共通する分については、捜査の重点が明らかになるとは言えない。

実施機関は、特定事件の捜査において差別的な対応をしていないか否かを被害者側が主体的に検討することができるようにしなければならず、いわゆる障害の当事者団体や支援者団体等が捜査の規模や範囲などを不適切であると判断すれば、改善するように要請することができるように情報公開すべきである。

よって、本件招集内訳情報は、条例第5条第6号には該当しない。

イ 本件派遣捜査員情報

本件派遣捜査員情報であることを以って直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

実施機関が言う特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の考えや行動とは、優生思想やそれに基づくいわゆる障害者を蔑視する行動を指すと思われるが、それは捜査員に向けられるものではなく、いわゆる障害の当事者や家族等に向けられ得るものである。

ウ 本件派遣車両情報

いわゆるパトカーや白バイといった捜査用車両についてナンバープレートを被覆するなどの措置は講じられていないことは、経験則上明らかである。仮に実施機関が説明するとおりであれば、そのような措置が取られていない現状では、実施機関が説明するおそれが既に惹起されているはずであるが、実際は、かかるおそれは惹起されていない。

よって、本件派遣車両情報は、条例第5条第6号には該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされたすべての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 刑事部各所属からの回答については、当然に特定すべきである。実施

機関内で職務として使用する電子メールは電磁的記録という行政文書に該当し、刑事部各所属が回答した電子メールは、発信側も受信側も電磁的記録として保有しているものと言うべきである。

イ 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

ウ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

エ 後記 4 (5)イ(ア)で「刑事部各所属作成文書」とする文書については、捜査本部の設置が到底、随時発生しているとは言えないことから、神奈川県警察行政文書管理規程の別表第 3 の「随時発生し、短期に事由が消滅するもの」に該当しない。

オ 後記 4 (5)イ(ウ)で「回答送受信メール」とするメールについては、捜査員の住所、自宅電話番号、私用携帯電話番号等は明らかに必要がない情報であり、かかるメールに記載されているとは到底、認められない。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第 1 条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第 1 条に反する。

エ 審査会事務局は、審査請求人に対し、意見書を 4 部提出するよう求めてきたが、簡易性を否定し迅速性を損ねるものであり、行政不服審査法第 1 条第 1 項に反する。

オ 実施機関の意見書には「いわゆる「お礼参り」」という表現が記載されているが、本来の意味とは異なる意味で使用されている。かかる表現は、警察関係者等にとっては常識かもしれないが、一般人にとっては分かりにくいものであるため、実施機関は、意見書において当該表現の意味を

解説すべきである。

カ 実施機関は、提出する意見書において言及する規程の条文を参考資料として併せて提出すべきである。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部刑事部刑事総務課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第 20 条第 3 項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

乙文書に記載された番号、所属、係、階級、氏名、住所、自宅電話番号及び携帯電話番号については、本件派遣捜査員に関する情報が記載されており、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエに該当する情報は開示すると規定しているが、前記アの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

なお、警部補以下の警察官である本件派遣捜査員の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として何人であっても知ることができ、又は知ることが予定される情報ではないことから、かかる情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。また、かかる情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

よって、前記アの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

本件警電番号は、警察電話の内線番号である。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことも予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件招集内訳情報

本件招集内訳情報には、特定事件の捜査本部への刑事部の招集所属、所属毎の人数及び派遣車両台数が記載されている。

(ア) 刑事総務課は、刑事部の総合的な調整を担う部署であることから、刑事部の各所属からの招集人数については、特定事件の捜査本部の方針等を把握した上で、各所属の状況等を考慮の上、人数を決定したものである。刑事部各課においては、それぞれ専門知識を有している職員が配置されており、刑事部に係る事件の規模や内容によっても、その差出人数は変動するものである。

捜査本部に招集する職員の所属及び人数は、特定事件の捜査本部の捜査方針等に基づいて決定されるものであり、その所属はもとより人数が明らかになると、特定事件における捜査の重点がどこに置かれているかが明らかになる。捜査のどこに重点が置かれるかという情報は、円滑な捜査はもとより、その後の公訴の維持にも密接にかかわるものであることから、公開することにより、特定事件における捜査及びその後の公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 捜査本部要員は、特定事件捜査の中核的な要員であることから、本件被疑者と同様の考えを持つ者やその行動に感化された者等からの妨害工作等が図られるおそれがあり、捜査に支障を及ぼすことは十分に考えられる。さらには詳細な捜査体制が明らかになれば、これらの者にとっては、貴重な情報になり得るものと考えられる。

(ウ) 特定事件以外にも県内では大小様々な複数の捜査体制が執られており、本件招集による県内各警察署等への影響は少なからず及ぶ可能性がある。このような捜査体制が明らかになれば、警察組織に対抗する不特定多数の者が、捜査本部等への妨害を企図することが考えられ、犯罪捜査に支障が及ぶおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件派遣捜査員情報及び本件派遣車両情報

乙文書の非公開部分には、刑事部各所属からの派遣捜査員に係る所属、係、階級、氏名、住所、自宅電話番号及び携帯電話番号の他、派遣捜査車両の車名及び登録番号が記載されており、番号欄には、捜査員ごとに割り振られた一連番号が記載されている。

乙文書において非公開とした情報を公開すると、特定事件の捜査本部の設置に伴い、刑事部各所属から招集された職員の所属、人数及び捜査に使用する車両が明らかになる。

(ア) 本件派遣捜査員情報

捜査本部に招集する職員の所属及び人数は、前記ア(ア)で説明したとおり、特定事件における捜査及びその後の公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報である。

本件派遣捜査員は、特定事件捜査の中核的な要員であることから、本件被疑者本人のほか本件被疑者と同様の考えを持つ者やその行動に感化された者等から、本件派遣捜査員の個人が特定されることにより、いわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が高く、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(イ) 本件派遣車両情報

本件派遣車両情報は、捜査用車両に該当する。警察車両のうち、捜査用車両は、秘匿性がある捜査に使用するものであるため、車名及び登録番号が公開されると、各種捜査活動を行う際に、警察の捜査活動を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や証

抛隠滅、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

ア 本件行政文書について

刑事総務課は、分掌事務として、刑事部所掌事務の総合的企画及び調整、部内職員の人事の総括、犯罪統計、刑事警察関係法令の研究及び捜査の指導、刑事部所掌事犯の捜査（神奈川県警察刑事特別捜査隊が行うものに限る。）等に関することを所管している。刑事総務課が本件行政文書を管理していたのは、刑事部所掌事務の総合的企画及び調整を所管しているため、甲文書にあっては、本件事件における捜査本部の設置に伴い、刑事部各所属から捜査員を招集する必要性から捜査員の派遣を依頼したものであり、乙文書にあっては、各所属の差出により決定した派遣捜査員を把握する必要があったためである。

刑事総務課は、これらの業務を除き、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの文書を確認すべき旨主張するが、刑事総務課は、特定事件発生前も含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、特定事件発生前の文書は存在しなかったものである。

イ その他の行政文書について

(ア) 捜査本部設置に伴う捜査員派遣の依頼及び回答について

捜査本部を設置する必要があると認められる事件が発生した場合に、刑事総務課は刑事部各所属に対し、電子メール等により捜査本部設置に伴う捜査員の派遣依頼を行っている。通常、これを受けた刑事部各所属は、依頼内容を記録した電話通信紙を作成し、派遣捜査員を決定した上、決裁を受け、当該派遣捜査員の氏名等必要事項を電子メール等で送信し、回答している。

特定事件に係る捜査本部設置に伴う捜査員の派遣依頼を行うにあたり刑事総務課は、本件事件の特殊性・重大性に鑑み、かかる依頼を受けた刑事部各所属が速やかに派遣捜査員を決定し、決裁を受けて回答することができるように、あらかじめ依頼内容を記載した電話通信紙（以下「送信電話通信紙」という。）及び派遣捜査員を回答する様式（以下「回答様式」という。）を電子メールに添付し、送信したものである。かかる電子メールを受信した刑事部各所属では、送信電話通信紙及び回答様式を出力して回議し、派遣捜査員を決定しているため、送信電話通信紙に所属長までの決裁印を受けたもの（以下「決裁済電話通信紙」という。）及び決定した派遣捜査員の氏名等を記載した回答様式（以下「記載済回答様式」といい、決裁済電話通信紙と合わせて「刑事部各所属作成文書」という。）を作成し、記載済回答様式を添付した電子メール（以下「刑事部各所属送信メール」という。）を刑事総務課に送信している。刑事総務課は、刑事部各所属から記載済回答様式が添付された電子メール（以下「刑事総務課受信メール」という。）を受信し、その内容を取りまとめの上、乙文書を作成し所属長まで報告したものである。

(イ) 刑事部各所属作成文書

刑事部各所属では、刑事部各所属作成文書の内容が特定事件に係る捜査本部設置に伴い各所属が一時的に派遣する捜査員の氏名等であるため、刑事総務課に電子メールで回答した後、刑事部各所属作成文書が神奈川県警察行政文書管理規程の別表第3「保存期間の基準」で規定する「随時発生し、短期に事由が消滅するもの」に該当し、その

保存期間は「1年未満（報告後廃棄）」であると判断し、速やかに廃棄したものである。

よって、刑事部各所属作成文書は、本件請求を受けた時点で既に廃棄され、存在しなかったため、特定に至らなかったものである。

(ウ) 刑事部各所属送信メール及び刑事総務課受信メール（以下「回答送受信メール」という。）

実施機関においては、個人に関する情報が記録されているなど、特に配慮が必要な文書を電子メールで送信した場合には、当該情報の拡散を避けるため、送信者が送信先の受信を確認した時点で、当該電子メールを削除している。

この点、刑事部各所属送信メールには、実施機関内部においても公表していない本件派遣捜査員である警察官の住所、自宅電話番号、私用携帯電話番号等が記載されており、刑事部各所属の送信者は、かかる情報は特に配慮が必要な個人情報であると認め、刑事総務課が平成28年7月26日に刑事部各所属送信メールを受信したことを確認したため、同日中速やかにこれを削除したものである。一方、刑事総務課の受信者は、同日、刑事総務課受信メールの内容を乙文書に転記したことにより、その役割は消滅したことから、乙文書作成後速やかにこれを削除したものである。

よって、回答送受信メールは、本件請求を受けた時点で既に削除され、存在しなかったため、特定に至らなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、前記4(5)アに示す経緯により、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

イ その他の行政文書について

(ア) 刑事部各所属作成文書

審査請求人は、前記3(5)アのとおり主張するが、当審査会が確認したところ、刑事部各所属が回答の際に作成した行政文書は、決裁済電話通信紙及び記載済回答様式であると認められる。そして、刑事部各所属は、記載済回答様式を電子メールにより刑事総務課に送信し、電子メールを受信した刑事総務課は、刑事部各所属が作成した記載済回答様式を取りまとめの上、乙文書を作成し所属長まで報告するものと認められる。

以上を前提とすると、刑事部各所属作成文書については、神奈川県警察行政文書管理規程に基づき速やかに廃棄したため、本件請求を受けた時点においては当該文書そのものが存在しなかったとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(イ) 回答送受信メール

回答送受信メールについては、実施機関内部においても公表されていない本件派遣捜査員の住所、自宅電話番号、私用携帯電話番号等の特に配慮の必要な個人情報に記載されていたことから、刑事部各所属が、刑事総務課の当該メールの受信を確認した後、速やかにこれを削除し、刑事総務課においても、乙文書作成後速やかに同メールを削除したため、本件請求を受けた時点においては存在しなかったとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(ウ) 特定事件発生前の行政文書

特定事件発生前の行政文書も確認すべきという審査請求人の主張については、実施機関は特定事件発生前の行政文書についても検索を行っていることが認められるため、当該主張への更なる対応の必要は認められない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる旨規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、本件派遣捜査員情報の同号該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、本件派遣捜査員情報は、刑事部各所属からの派遣捜査員に係る所属、係、階級、氏名、住所、自宅電話番号及び携帯電話番号であることが認められる。かかる情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることは明らかである。

よって、かかる情報は、同号本文に該当すると判断する。

また、本件派遣捜査員情報は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書イに該当しない。また、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、本件派遣捜査員情報のうち電話番号について、審査請求人は、前記3(1)のとおり主張するが、当審査会が確認したところ、当該電話番号は、本件派遣捜査員の自宅電話番号及び私用携帯電話番号であるため、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるが、職務遂行情報に当たらないため、同号ただし書ウに該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号の同号柱書該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、本件警電番号は、警察電話の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想されることから、本件警電番号を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号は、同号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)のとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができる旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件招集内訳情報、本件派遣捜査員情報及び本件派遣車両情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか、以

下、検討する。

ア 本件招集内訳情報

当審査会が確認したところ、本件招集内訳情報は、特定事件の捜査本部への刑事部の招集所属、所属毎の人数及び派遣車両台数であることが認められる。

刑事総務課は、刑事部の総合的な調整を担う部署であることから、刑事部の各所属からの招集人数については、特定事件の捜査本部の方針等を把握した上で、各所属の状況等を考慮の上、人数を決定したものと認められる。刑事部各課においては、それぞれ専門知識を有している職員が配置されており、刑事部に係る事件の規模や内容によっても、その差出人数は変動し、捜査本部に招集する職員の所属及び人数は、特定事件の捜査本部の捜査方針等に基づいて決定されるものであり、その所属はもとより招集人数が明らかになると、特定事件における捜査の重点がどこに置かれているかが明らかになることが認められる。捜査のどこに重点が置かれるかという情報は、迅速適確な捜査はもとより、その後の公訴の維持にも密接にかかわるものであることから、公開することにより、特定事件における捜査及びその後の公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

また、捜査本部要員は、特定事件捜査の中核的な要員であることから、本件被疑者と同様の考えを持つ者やその行動に感化された者等からの妨害工作等が図られるおそれがあり、捜査に支障を及ぼすことは十分に考えられ、さらには詳細な捜査体制が明らかになれば、これらの者にとっては、貴重な情報になり得るおそれがあると認められる。特定事件以外にも県内では大小様々な複数の捜査体制が執られており、本件招集による県内各警察署等への影響は少なからず及ぶ可能性があり、このような捜査体制が明らかになれば、警察組織に対抗する不特定多数の者が、各種捜査活動に対する妨害等を企図する可能性があり、犯罪捜査に支障が及ぶおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件招集内訳情報は、これを公開することにより、特定事件

における捜査及びその後の公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

イ 本件派遣捜査員情報及び本件派遣車両情報

当審査会が確認したところ、乙文書の非公開部分には、刑事部各所属からの派遣捜査員に係る所属、係、階級、氏名、住所、自宅電話番号及び携帯電話番号の他、派遣捜査車両の車名及び登録番号が記載されており、番号欄には、捜査員ごとに割り振られた一連番号が記載されている。

乙文書において非公開とした情報を公開すると、特定事件の捜査本部の設置に伴い、刑事部各所属から招集された職員の所属、人数及び捜査に使用する車両が明らかになると認められる。

捜査本部に招集する職員の所属及び人数は、特定事件における捜査及びその後の公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

(ア) 本件派遣捜査員情報

本件派遣捜査員は、特定事件捜査の中核的な要員であることから、本件被疑者本人のほか本件被疑者と同様の考え方やその行動に感化された者等から、本件派遣捜査員の個人が特定されることにより、いわゆる「お礼参り」と言う報復、その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が高く、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件派遣捜査員情報は、これを公開することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(イ) 本件派遣車両情報

当審査会が確認したところ、本件派遣車両情報は、捜査用車両に該当すると認められる。

警察車両のうち、捜査用車両は、秘匿性がある捜査に使用するもの

であるため、車名及び登録番号が公開されると、各種捜査活動を行う際に、警察の捜査活動を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や証拠隠滅、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件派遣車両情報は、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本件非公開情報を公開したとしても、そのような社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めるのは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条を適用してまで公開する公益上の必要があるとは認められず、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) その他

審査請求人は、前記3(6)のとおり、情報公開制度の運用の仕方に関して

も種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定若しくは条例第 5 条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第 5 条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 16 日	○ 諮問
平成 31 年 2 月 25 日 (第 185 回部会)	○ 審議
3 月 28 日 (第 186 回部会)	○ 審議
4 月 23 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
4 月 24 日 (第 187 回部会)	○ 審議
5 月 20 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
8 月 23 日 (第 191 回部会)	○ 審議
9 月 5 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
9 月 30 日 (第 192 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 院 准 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 内 か お る	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和元年11月13日現在) (五十音順)